

令和4年7月29日

第26回総会議事録

長岡市農業委員会

第26回総会議事録

- 1 日 時 令和4年7月29日（金曜日） 午後2時00分
- 2 場 所 ながおか市民センター5階 5B会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第19号 農地法第3条の許可申請について
議案第20号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第21号 農地法第4条の許可申請について
議案第22号 農地法第5条の許可申請について
議案第23号 農用地利用集積計画の決定について
議案第24号 農用地利用配分計画案の決定について
 - 日程第 3 報告第4号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (14名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (10名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 樺沢 仁、振興農政係長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、主事 土田 まりあ

開 会（午後2時00分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、高橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、第26回総会を開催します。

今月は新型コロナウイルスの感染対策として、委員の数を制限して開催しております。出席予定の委員のうち、欠席届が、議席番号6番、若井泰志委員、8番、菅沼正美委員、13番、青柳進委員から提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしていることを報告し、会議は成立していることを報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任でございますが、議長において議席番号4番、諸橋昇一委員、7番、粉川一夫委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第2 議案第19号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、これより審議に入ります。

議案第19号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の3ページ、4ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は12件でございます。

1から9番は売買による所有権移転、10番は贈与による所有権移転、11番、12番は賃借権の設定であります。なお、11番、12番につきましては社会福祉法人がその事業の目的のために農地を取得する場合で、例外的に許可できるものであります。

以上について、担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第19号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第20号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第20号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域1件、越路地域2件の計3件でございます。

1番、親沢町の田について、工事中仮設ヤード敷地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和4年12月31日まで期間を延長するものであります。

2番と3番は一連の計画によるものなので、一括して説明させていただきます。2番、3番、不動沢の畑、田について、石油、天然ガス採取用施設敷地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和14年8月31日まで期間を延長するものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものとして判断いたします。ご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえます。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第20号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの聲が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第21号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第21号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域1件、寺泊地域1件の計2件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、

支所において7月20日までに現地確認を実施しております。

1番、新組町の畑について、物置及び庭敷地として利用するものです。議案資料22ページに経過説明を掲載しております。申請地は、新組町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく許可できるものであります。

2番、寺泊本弁の畑について、農業用物置建築敷地及び農作業場として利用するものです。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第21号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定します。

議案第22号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第22号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、栃尾地域1件、小国地域1件、越路地域1件、長岡地域1件、寺泊地域1件、川口地域1件の計6件でございます。

1番、人面の畑について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料24ページに経過説明を掲載して

おります。申請地は、人面地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が駐車場敷地であり、ほかの場所での代替性がなく、例外的に許可できるものであります。

2番、小国町桐沢の田について、民泊関連屋外施設用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年10月30日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、小国町桐沢地区内に居住する者が業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、来迎寺の田について、工事用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和4年8月16日から令和6年12月31日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、土地収用法該当事業を建設するために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

4番、浦瀬町の田について、工事用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年12月28日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、鉄塔の建て替えに伴う工事用仮設ヤードであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

5番、寺泊竹森の田について、工場建築敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。議案資料25ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊竹森地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、例外的に許可できるものであります。

6番、西川口の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は令和4年8月1日から令和5年3月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性からほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。ご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第22号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの聲が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定します。

議案第23号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第23号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

初めに、議案書の訂正をお伝えします。

議案書の発送後に利用権の設定、移転において申請内容に誤りがあり、一部取下げがございました。件数に変更はございませんが、筆数と面積が減となります。つきましては、皆様のお手元にお配りした別冊、農用地利用集積計画の2ページに修正しました内訳表を入れさせていただきましたので、説明の際にはそちらをご覧ください。

それでは、改めましてご説明申し上げます。お手元の別冊、農用地利用集積計画の2ページの内訳表をご覧ください。今月は利用権の設定・移転で4件の申し出がありました。権利関係は賃借権の設定が2件、使用貸借権設定が2件となっております。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。初めに、中間管理権設定(公社借入)分について、このたびは38件の申し出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は賃借権設定が35件、使用貸借権設定が3件となっております。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今

ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは18件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は賃借権設定が16件、使用貸借権設定が2件となっております。

なお、詳細内容については別冊、農用地利用集積計画3ページ以降にて確認をお願いいたします。

以上、計60件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第24号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第24号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の17ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。

このたびは1件の申出があり、内容については賃借権の移転となっております。

これらの案件につきましては、以前開催されました農地部会において審議、決定をしていただいたものです。

この農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画

として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの聲が聞こえます。
 質問、意見がございませんので、採決に入ります。
 議案第24号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの聲が聞こえます。
 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第4号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第4号 農地法の届出通知等についてを議題とします。
 事務局の説明を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

 4条の届出について1件を19ページに、5条の届出について22件を20から23ページに、農地法の適用を受けない事実確認5件を24ページに、18条の合意解約について2件を25ページに、利用権の解約について10件を26、27ページに、中間管理権の解約について4件を28ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

 以上であります。

議長 報告事項でございます。
 以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。
 これをもちまして第26回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時23分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和4年7月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	欠	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	欠	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	欠	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	欠	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	欠	菅沼正美	20	欠	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	欠	櫻井正広																		
10	出	千野俊輔	22	欠	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	欠	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">14人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td></td> <td>諸橋昇一</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>粉川一夫</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	14人		議事録署名委員		欠席委員	人	10人		諸橋昇一	委員		計	24人		粉川一夫	委員
出席委員	人	14人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	10人		諸橋昇一	委員																		
	計	24人		粉川一夫	委員																		